

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長崎市消費者センターからの情報です。

警戒情報

配信日 令和2年10月22日

リサイクル業者に強引に貴金属を買い取られた！

内容

リサイクル業者から「不用品を買い取りたい」との電話があり、古い着物を処分しようと思い、来訪を承諾した。その後、男が訪問したが、準備していた着物には触れず「貴金属はないか。見せるだけでいい」と言ってきた。しつこかったので、見せるだけのつもりで、アクセサリー数点をもってきたところ、強引に安値で買い取られてしまった。

消費生活センターからのアドバイス

不用品買い取りの名目で来訪しますが、ねらいは貴金属です。

「見せるだけでいい」などと言葉巧みに貴金属をもってこさせ、強引に買い取っていきます。

売りたくない物にまで話が及んだ場合は「お断りします」ときっぱりと断り、安易に貴金属を見せたりしないようにしてください。

8日間以内はクーリングオフが可能で、物品の引き渡しを拒むことができます。

トラブルにならないためにも、事例のような電話があっても家に入れないようにしてください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター
(0950 22 9122)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957 38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

